

第  
4369  
号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2011年)平成23年 11月 21日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 生命保険料控除の改正

**Q**：平成22年の税制改正で、生命保険料控除の取扱いが変わることになっていたと思いますが、いつからどのように変わるのでしょうか？

**A**：平成24年から次のように改正されます。

### 【解説】

平成22年度の税制改正において、生命保険料控除が見直され、平成24年1月1日以後締結する生命保険契約から生命保険料控除の適用限度額が変更されることとなっています。

概要は次のとおりです。

- ①介護医療保険料控除が創設された。
- ②それに伴い、生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額もそれぞれ4万円に改正された。

- ③一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料控除額は次のとおり。

支払保険料の額	生命保険料控除額
2万円以下	支払保険料の額
2万円超4万円以下	支払保険料×1/2＋1万円
4万円超8万円以下	支払保険料×1/4＋2万円
8万円超	一律4万円

平成23年12月31日以前に契約した生命保険又は個人年金については、これまでと同じ生命保険料控除の計算をすることができますが、平成24年以後の契約については③の計算をし、適用限度額は合計で12万円となります。

